

名桜大学大学院看護学研究科倫理委員会規程

(平成23年4月1日制定)

(目的)

第1条 この規程は、名桜大学大学院看護学研究科（以下「本研究科」という。）で行われる人間を対象とする研究（以下「研究」という。）に関し必要な事項を定めることにより、当該研究において、人間の尊厳と人権が尊重され、社会の理解を得た適切な研究の実施を確保することを目的とする。

(委員会の設置及び開催)

第2条 前条の目的を達成するため、名桜大学大学院看護学研究科倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、研究科長からの審査依頼をもって開催する。

(審議事項)

第3条 委員会は、第1条の目的に基づき、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究における倫理のあり方にかかわる基本的事項について調査し、審議する。
- (2) 本研究科の学生から申請された研究等にかかわる研究計画書の倫理上の審議を行う。

(審査)

第4条 委員会は、前条第2号について次のとおり学生の申請に基づき審査を行う。ただし、委員会が必要と認める時は、学生から申請のない場合でも審査の対象とする。

- (1) 審査対象
本研究科の学生が実施する研究等とする。
- (2) 申請者
申請者は、本研究科の学生とする。

(組織)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる委員を持って構成する。

- (1) 本研究科教員から選出された委員 5人
 - (2) 学外の有識者 1人
- 2 研究科長は必要に応じて委員会に出席することができるものとする。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、臨時委員の委嘱を研究科長に求めることができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合は、これを補充しその任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第7条 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により定める。

- 2 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員会が必要と認めた場合は、申請した学生又は第三者を出席させ、申請の内容についての説明又は意見を聴くことができる。
- 5 委員会の議事については、記録を作成し、保存するものとする。

(公表)

第9条 前条第5項の記録は、委員会が特に必要であると認めるときは、公表することができる。この場合においては、プライバシーの保護に十分留意するほか、審議記録のうち申請のあった研究に関わる部分については、その学生の同意を得るものとする。

(報告義務)

第10条 審査を経た研究を中止したときは、研究者は速やかに委員会に報告しなければならない。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、看護学研究科委員会の議決による。

(その他)

第12条 この規程の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。